平成２７年（フ）第２０７号
茨城県下妻市宗道９番地
債務者　野部　弓子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３２号
千葉県茂原市茂原639番地
債務者　鈴木　英夫
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
千葉県茂原市下永吉494番地１（Ｌ・Ｍ茂原第２　502号）
債務者　長島　武蔵
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
千葉県長生郡睦沢町長楽寺622番地23
債務者　中村　　瞬
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
千葉県長生郡白子町南日当1347番地18
債務者　飯島　重松
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
山梨県笛吹市御坂町栗合312番地　中沢荘７号
債務者　河田　美穂
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
山梨県甲府市大里町3618番地１　ロシェ志村101、前住所山梨県南アルプス市吉田671番地２
債務者　市川　宏之
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
山梨県甲府市貢川１丁目10番37号　甲府テラスハウス８号館106号室、前住所東京都福生市武蔵野台１丁目29番地１　レクセルマンション福生第２　304号室
債務者　後藤　秀雄
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
山梨県甲府市丸の内２丁目33番12号　エクセルホームカネキ201
債務者　金子　健一
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
長野県千曲市大字倉科602番地14
債務者　寒河江美和子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２２２号
兵庫県朝来市生野町栃原1505番地５
債務者　池上　秀之
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２５号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目22番地
債務者　長谷川常代こと　朴　　常代
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷459番地201
債務者　山本義幸こと　崔　　義幸
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４４号
兵庫県加古川市平岡町西谷183番地の３　チャイナベル303号
債務者　志水なぎさ（旧姓南）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市岩端町188番地７　市営岩端住宅５―541
債務者　西林　翔也
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１号
奈良県天理市丹波市町99番地６
債務者　木村マサ子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
奈良地方裁判所